官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔内閣官房令〕
○経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（内閣官房三）　二

〔省令〕
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三八）　三
○土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境二三）　四

〔規則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一一九）　四
○日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則（日本学術会議一）　四

〔告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府二四四）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委三六）　四
○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の認定に関する件（金融庁四三）　四
○指定較正機関を指定した件（総務二六二）　四
○地方自治法第二百九十一条の三第三項の規定により広域連合の規約変更の届出を受理した件（同二六三、二六四）　四
○除籍が滅失した件（法務三四二）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三四三）　四
○国際連合安全保障理事会決議第二千百四十六号（リビアの原油取引に関する制裁措置追加決議）に関する件（外務二五九）　五
○たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示（財務二三七）　五
○租税特別措置法施行令第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示（文部科学九六）　六
○著作権法施行令第七条の七第一項第一号、同項第二号及び第三号（これらの規定を同令第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十一年文化庁告示第二十六号の一部を改正する件（文化庁三八）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働三一五）　六
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通七六一）　七
○環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（環境八八）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一一九、一二〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三一九）　八
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（北陸地方整備局八一）　八
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一四三、一四四）　九
○道路に関する件（中国地方整備局一四一、一四二）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一六二～一六四）　九

〔人事異動〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　法務省　九

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕
官庁事項
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　二

〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、職員の免職処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

一　特別需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

二　サービスエリア等における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三　特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項、第六条第一項第一号並びに第十六条第一項及び第三項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

環境大臣　石原　伸晃

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第十二号中「所有者」を「使用者」に改める。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

別表第三の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

様式第十六中「当動産等の所有者」を「当動産等の使用者」に改める。

様式第十八中「当動産等の所有者」を「当動産等の使用者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一一九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表秋田県の項中「北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱一〇の五」を「北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱一〇の一一」に改める。

別表の一の表備考第一項中「平成二十五年四月一日（）の下に「米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係るものにあつては平成二十六年三月七日」を加え、「平成二十六年四月二十二日」を「同年四月二十二日」に改める。

別表の二の表北海道の項中「夕張市南部東町」を「夕張市南部青葉町五七三」に改める。

別表の二の表備考中「平成二十五年四月一日」の下に「（札幌開発建設部大夕張ダム管理所に係るものにあつては、平成二十六年八月一日）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―五五別表の一の表秋田県の項の規定及び同表備考第一項中米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係る部分は、平成二十六年三月七日から適用する。

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年八月一日

日本学術会議会長　大西　隆

日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則

日本学術会議事務局組織規則（平成十七年日本学術会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百四十四号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　独立行政法人地域医療機能推進機構」に、「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンクモバイル株式会社　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社　公益社団法人全日本トラック協会　公益社団法人日本医師会」に改める。

○国家公安委員会告示第三十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　丹羽　修

(二)　変更後の代表者の氏名　杉山　俊博

二　変更を行った年月日　平成二十六年四月一日

○金融庁告示第四十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年八月一日

金融庁長官　細溝　清史

一　認定年月日　平成二十六年八月一日

二　名称　一般社団法人金融先物取引業協会

三　住所　東京都千代田区神田小川町一―三　NBF小川町ビルディング

○総務省告示第二百六十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関を指定したので、同条第十三項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　指定較正機関の名称及び住所

キーサイト・テクノロジー合同会社

東京都八王子市高倉町九番一号

二　較正の業務を行う事務所の所在地

東京都八王子市高倉町九番一号

三　較正の業務の開始の日

平成二十六年八月一日

○総務省告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、隠岐広域連合の規約変更の届出を受理したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　届出年月日

平成二十六年七月一日

二　施行年月日

平成二十三年十一月一日

三　主な変更内容

第十七条別表に記載される広域連合の経費の支弁の方法のうち、障害者支援施設事業費について変更する。

○総務省告示第二百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、隠岐広域連合の規約変更の届出を受理したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　届出年月日

平成二十六年七月一日

二　施行年月日

平成二十四年一月一日

三　主な変更内容

第十七条別表に記載される広域連合の経費の支弁の方法のうち、消防事業費について変更する。

指定公共機関に関する災害対策基本法の主な規定

（１）　防災会議の委員

ア　中央防災会議の委員（第１１条）

指定公共機関の代表者は、中央防災会議の委員になっている。

※　現在の委員：日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本電信電話株式会社

イ　地方防災会議の構成員（第１５条、第１６条）

指定公共機関の役員又は職員は、地方防災会議の委員になっている。

（２）　防災会議、災害対策本部長からの指示と協力の求めへの応答

ア　防災会議、災害対策本部長からの協力の求めへの応答（第１３条、第２１条、第２３条、第２３条の２、第２８条、第２８条の６）

中央防災会議、地方防災会議、都道府県（市町村）災害対策本部長、非常災害対策本部長及び緊急災害対策本部長は、指定公共機関に対して、資料又は情報の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

イ　災害対策本部長からの指示への応答（第２８条、第２８条の６）

非常災害対策本部長及び緊急災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、指定公共機関に対して、指示をすることができる。

※　このほか、都道府県知事、指定行政機関の長等は、指定公共機関に対して、応急措置を実施する場合に指示等をすることができる。（（４）イ）

（３）　防災業務計画の作成等

ア　指定公共機関の防災業務計画（第３９条）

指定公共機関は、防災業務計画を作成し、及び修正しなければならないほか、防災業務計画を作成し、又は修正したときは、所管大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

イ　都道府県地域防災計画（第４０条）

都道府県防災会議が作成する都道府県地域防災計画においては、指定公共機関が処理すべき事務又は大綱等について、定めることとなっている。

（４）　災害予防、災害応急対策、災害復旧の各段階における災害対策の実施

ア　災害予防

○　災害予防及びその実施責任（第４６条）

指定公共機関は、災害予防を実施しなければならない。

○　防災に関する組織の整備義務（第４７条）

指定公共機関は、災害予防責任者として、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するほか、防災業務計画を実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

○　防災教育の実施（第４７条の２）

指定公共機関は、災害予防責任者として、防災教育の実施に努めなければならない。

○　防災訓練義務（第４８条）

指定公共機関は、災害予防責任者として、防災訓練を行なわなければならない。

○　防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務（第４９条）

指定公共機関は、災害予防責任者として、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

イ　災害応急対策

○　災害応急対策及びその実施責任（第５０条）

指定公共機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して災害応急対策を実施しなければならない。

○　情報の収集及び伝達（第５１条）

指定公共機関は、災害応急対策責任者として、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

○　被害状況等の報告（第５３条）

指定公共機関の代表者は、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

○　市町村長の出動命令等（第５８条）

市町村長は、災害応急対策責任者である指定公共機関に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求めなければならない。

○　都道府県の応急措置（第７０条）

都道府県知事は、指定公共機関に対して、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

○　指定行政機関の長等の応急措置（第７７条）

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、指定公共機関に対して、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

○　指定公共機関等の応急措置（第８０条）

指定公共機関は、応急措置を実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

○　被災者の運送（第８６条の１４）

都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関に対して、被災者の運送を要請することができる。

○　災害応急対策必要物資の運送（第８６条の１８）

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関に対して、必要な物資又は資材の運送を要請することができる。

ウ　災害復旧（第８７条）

指定公共機関は、災害復旧を実施しなければならない。

※赤字は災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）により措置されたもの。

記者発表資料

平成26年8月1日
内閣府（防災担当）

指定公共機関の追加指定について

災害対策基本法においては、公益的事業を営む法人等のうち内閣総理大臣が指定するものを指定公共機関と位置付けており（第２条第５号）、当該法人等は、防災業務計画の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たしております。

この度、東日本大震災の経験や今般の首都直下地震等の被害想定を踏まえ、今後の官民が一体となった取組の強化を図るため、指定公共機関を指定する「災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件」を改正し、以下の一覧にある４法人を、新たに指定公共機関として指定いたしましたのでお知らせいたします。

○　追加法人一覧

- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 公益社団法人全日本トラック協会
- 公益社団法人日本医師会

＜本件問合せ先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付　　参事官補佐　重見、主査　脇
TEL:03-3501-5408（直通）　FAX:03-3503-5690

参考　　指定公共機関の一覧（平成26年８月１日現在）

公共的機関	独立行政法人	独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人水資源機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 独立行政法人地域医療機能推進機構
	日本銀行	
	日本赤十字社	
	日本放送協会	
	その他の公共的機関	東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 日本郵便株式会社
公益的事業を営む法人	電気	北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力株式会社 北陸電力株式会社 中部電力株式会社 関西電力株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社
	ガス	東京瓦斯株式会社 大阪瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社

	輸送	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社
	鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社
	電気通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
	移動通信	ＫＤＤＩ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
	その他	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 公益社団法人全日本トラック協会 公益社団法人日本医師会

※　赤字は今回追加のあった法人